

みなとみた

2023 **1**
No.155

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

新年のご挨拶 ●2

(一社)三田労働基準協会 会長 松岡茂喜／三田労働基準監督署 署長 雨森哲生

労働行政ニュース ●3～10

「私の安全衛生宣言コンクールSafe Work TOKYO 2022」表彰式開催／安全衛生教育促進運動／令和4年度 安全衛生教育促進運動実施要領(抜粋)／冬季の積雪や路面凍結による転倒災害を防ぎましょう!／令和3年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況／「特別労働相談受付日」の相談結果／令和3年東京都内の労働基準監督署における定期監督等の実施結果

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ●11～12

令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置(コロナ特例)の経過措置について

協会だより ●13～16

令和4年度 港地区健康と安全推進大会／港区中小企業優良従業員表彰式が行われました／新入会員のご紹介／講習会等のご案内／労働安全衛生法に基づく各種免許試験(学科)案内

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただきますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。
会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



新年のご挨拶



一般社団法人 三田労働基準協会
会長 松岡 茂喜



三田労働基準監督署
署長 雨森 哲生

2023年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

会員の皆様ならびに関係者各位におかれましては、旧年中、当協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年12月に中国・武漢において最初の新型コロナウイルス感染者が発症してから3年が経ちましたが、未だ終息の見通しが立たず、厳しい社会・経済情勢が続いている中で、昨年は新型コロナと向き合い、工夫をしながら協会業務を行い、無事に新しい年を迎えることができました。

昨年1年間を振り返りますと、2月に開催された北京オリンピックでは、日本勢が、冬季オリンピックとしては最多の18個のメダルを獲得し、日本中が喜びに沸きました。

しかし、その後、2月下旬には、ロシアによるウクライナ軍事侵略が始まり、未だに、解決のめどが立っておらず、4月には知床観光船沈没事故が発生し、乗員・乗客20人が死亡し、未だに6人の行方が分かっていません。

また、7月には、安倍元首相の銃撃事件があり、これをきっかけに旧統一教会問題で政界が大きく混乱しております。

昨年は、ロシアによるウクライナ軍事侵略が長期化したことにより、天然ガス、石油などのエネルギーや小麦などが不足することにより物価が高騰しており、新型コロナと相まって、非常に暮らしにくい社会となっています。

今年こそは、我々の心を晴れやかにしてくれるような明るい社会になることを期待します。

行政に目を向けると、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するための働き方改革関連法が2019年4月から順次改正・施行され4年目となっています。

今年の4月には、中小企業の60時間を超える時間外労働の割増率の引上げが、2024年4月には、時間外労働の上限規制が猶予されていた建設業、自動車運転者、医師などの事業・業務にも上限規制が適用されることとなります。

また、2018年度から取り組んできた第13次労働災害防止計画が終了し、「企業・労働者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「化学物質等による健康障害防止対策」などを重点事項とする第14次労働災害防止計画が今年4月から始まります。

当協会では、行政の動向に注視しながら、会員の皆様を始め、地元企業の皆様に必要な情報を提供するとともに、労務関係及び安全衛生関係の講習会を充実し、会員や地域企業の役に立つ事業を行っていくように努めてまいります。

引き続き、東京労働局、三田労働基準監督署、ハローワーク品川はじめ関係行政機関の皆様、また、会員の皆様の温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに会員企業の益々のご発展と皆様のご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

令和5年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

三田労働基準協会並びに会員の皆様には、昨年は、当署の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。「忘年会は、やらないのですか。」

これは、私が昼食でご厄介になっている、田町駅近くの居酒屋の方から言われたことです。残念ながら、未だ収束に至っていない新型コロナウイルス感染症、その感染拡大防止のため、忘年会の実施を控える方針が継続され、通常ならば必ず毎年行っていた忘年会は実施できませんでした。

同様に三田労働基準協会の会員の皆様と直接お会いする機会も限られ、港区で事業を行っている皆様のご意見を直接伺う機会がなかなか設けられずに現在に至っております。

現在、港区は日本経済の中心といっても過言でない地域となっております。

オフィスビルの建設ラッシュが新橋から六本木・赤坂・麻布台へ向かい、さらに新橋駅から品川駅に繋がる再開発事業、そして多くの企業が港区で事業を展開しております。今まさに発展し続けている東京、発展し続けている日本を肌で感じることができる地域、それが港区です。

この時期に三田労働基準監督署で働くことができます幸せを感じながら、業務を推進しているところでありますが、新年を迎えるにあたり、本年こそは、一人でも多くの三田労働基準協会の会員の皆様と直接お会いし、昨年からの皆様とのお縁やお力添えへの輪を広げていきたいと強く感じているところです。

本年は、ウイズコロナ・アフターコロナ時代として、新型コロナウイルス感染症に打ち勝ち、事業活動を展開する希望に満ちた年となります。我々もこれからの時代に合った必要な援助となる行政運営を行わなければならないと感じております。そのためには、新たな取り組み、展開が必要であり、そして経済や生活も向上させなければなりません。

特にこれからは、新しい働き方として、テレワークやワーケーションなどの普及が一層進みそうです。それと同時に、対面での業務の大事さを改めて認識することになり、対面とりモートの複合がさらに進み、無駄のない、効率的、効果的な業務の在り方が注目されることになるのではないのでしょうか。

そのためには港区の多くの企業の皆様のご意見を昨年以上にいただきながら新たな展開に繋げていく、これが重要であると考えているところです。

さらに労働災害を一件でも減らし、長時間労働の抑制も達成していく必要があります。安心、安全に働くことができ、誰もが健康で納得できる職場環境の構築が必要であります。

そこで、本年は、労働災害防止対策、長時間労働抑制対策についても、港区の企業の皆様のご協力を得ながら、強力に推進していく必要があると考えているところです。

松岡会長をはじめ、会員の皆様には、本年も引き続き三田労働基準監督署の業務運営にお力添えをいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

末筆になりましたが、三田労働基準協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご繁栄を心から祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2022」表彰式開催

東京労働局は公益社団法人東京労働基準協会連合会との共催により「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2022」を開催し、令和4年7月から10月にかけて都内の労働者の方から応募のあった働くあなたご自身の「安全衛生に関する宣言」637件の中から優秀作品等を決定し、令和4年12月14日に表彰式を開催しました。

「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2022」受賞者一覧

● 優秀作品賞（4名）

部門	受賞者氏名	宣 言	受賞者所属事業場
安 全	内 山 和 也	危ないよ！マスク越しでも声かけます。 届くまで。	有限会社 ^{アスク} ASK
	遠 藤 宏 樹	ダロウ行動せず、カモシレナイ行動します。	松井建設株式会社 東京支店 土木部
労働衛生	叶 勇 夫	腰痛予防を忘れずに。急いでもいい移動介助の 抱え上げ、絶対にしません！	東京福祉バス 株式会社
	草 薊 佳奈子	重いな…みんなに頼ろう、悩みや荷物！	^{たまやきん} 多摩冶金株式会社

● 奨励賞（2名）

部門	受賞者氏名	宣 言	受賞者所属事業場
安 全	清 広 行	焦るな 急ぐな 手を抜くな 慣れた作業も再度確認！	東京都下水道 サービス株式会社 東部スラッジ事業所
労働衛生	草 野 まどか	在宅勤務の昼休憩時にはウォーキングに出かけ、 運動不足と心の閉じこもり解消に努めます。	社会福祉法人 東京老人ホーム

敬称略、部門順（同部門の中では受賞者氏名の50音順）

令和4年度 2022年12月1日▶2023年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん！

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。



令和5年4月1日より職長等教育の対象業種に
食料品製造業※・新聞業、出版業、製本業
および印刷物加工業が追加！

職長は現場の安全衛生管理のキーパーソン
です。新たに職長となる従業員に対して
職長等教育の実施が義務化されます。

※食料品製造業のうち「うまみ調味料製造業及び
動植物油脂製造業」は従来から職長教育の対象
です。

正しい知識で 職場を安全・健康に！

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

令和4年度 安全衛生教育促進運動実施要領 (抜粋)

1 趣 旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、推進している運動である。

安全衛生教育は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するものであり、その効果的な実施が求められている。特に、労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等（以下「法定教育」という。）の徹底や就業制限業務に係る資格取得の確実な実施は労働災害を防止する上で極めて重要である。

令和4年においては、労働安全衛生法施行令の改正により、職長等教育の対象外であった食料品製造業（うまみ調味料製造業および動植物油脂製造業は従来から対象）、新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業が追加され、令和5年4月から新たに職長となった者に対する教育が義務化されることとなった。また、労働安全衛生規則等が改正され、リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う事業場では令和6年4月から化学物質管理者の選任が義務化されることとなっているが、製造事業場では専門的講習を修了した者から選任することとなっている。対象となる事業場では、施行を前に計画的な受講の実施が必要となる。

事業者は法定以外の教育についても積極的に受講の機会を設けることが望まれる。少子高齢化が急速に進むわが国においては、企業の生産性の維持・向上という観点においてもすべての人が安全で健康に働くことのできる職場の実現が求められている。事業場の安全衛生水準の向上と自主的な安全衛生活動の取り組みのためには、労働者の安全・健康に対する意識の定着が重要で、経営トップ、安全衛生に係る管理者、作業員等、各層に応じて必要な知識と技能の習得は欠かせない。

コロナ禍となって以降、従来の集合型研修に加えて新たにオンラインや動画視聴による研修、VRを利用した安全衛生教育の導入が急速に進み、活用されている。業種や業務、働き方の実情に合わせて最適な教育・研修方法を検討、選択して取り入れることが求められる。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、自事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施することが重要である。安全衛生教育の重要性を改めて認識し、各事業場にその実施を積極的に促すため、本年度も安全衛生教育促進運動を展開することとする。

2 実施期間

令和4年12月1日から令和5年4月30日までとする。

3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

4 主 唱 者

中央労働災害防止協会

5 後 援

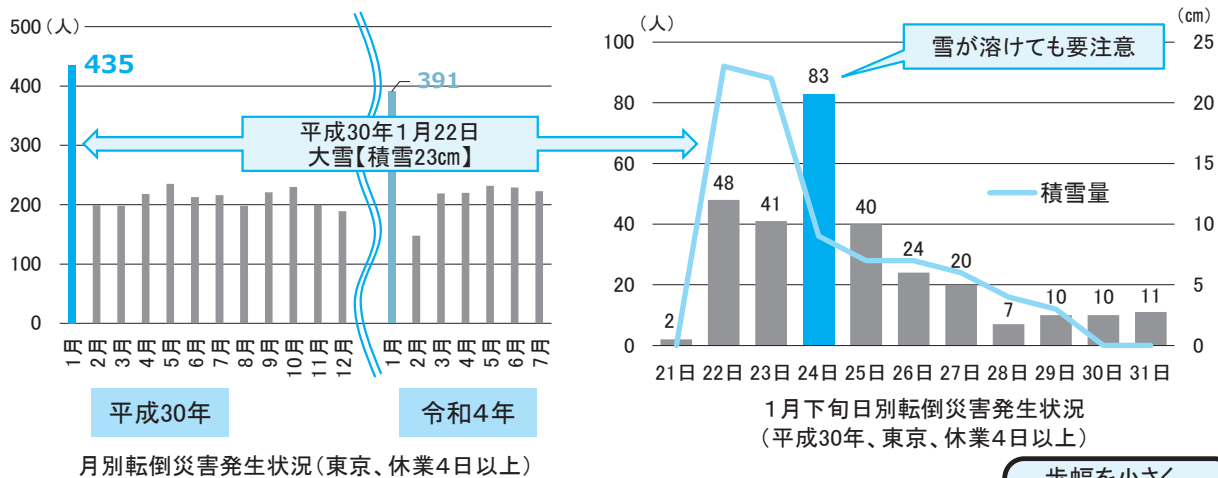
厚生労働省

冬季の積雪や路面凍結による転倒災害を防ぎましょう！

👉 令和4年1月6日の積雪(都内:10cm)により、凍結した通路や路面上で転倒による死亡災害が2件発生しました。

	月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
			年齢	起因物	
			経験		
1	1月	教育 研究業	教育・研究者	転倒	打ち合わせを行うために敷地内を移動していたところ、前日の雪の影響により凍結した通路で足を滑らせて転倒した。（後頭部を地面に打ち付け、硬膜下血腫となった。）
			50歳代	通路	
			20年以上 30年未満		
2	1月	その他 の事業	警備員	転倒	敷地内を歩いていたところ、前日の降雪により凍結していた路面上で転倒し左後頭部を打った。
			60歳代	通路	
			10年以上 20年未満		

👉 平成30年1月22日(都内:23cm)及び令和4年1月6日の降雪では、積雪や路面凍結による転倒災害が大幅に増えました。また、雪が解けても数日間、路面が凍結した状態が続き、屋外の移動や作業は注意が必要です。



ポイント1

気象情報の活用によるリスク低減の実施

- 大雪に関する気象情報を迅速に把握し、気象状況に応じた作業を行う

ポイント2

通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

- 屋外通路や駐車場の除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去の徹底
- 凍結した路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し



～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

東京労働局・労働基準監督署



まずは自主点検を行いましょ

事前の準備は、安全委員会の委員等による職場巡視を実施し、下のチェックリスト等を活用して設備等の点検を行い、必要な改善や労働者の意識啓発を行いましょ。



チェック項目（冬季用）

1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように、十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	作業靴は、作業現場に適したものを選び、定期的に点検していますか（耐滑性のある靴は、雪や氷、粉による滑りには適用していません）	☐
5	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	☐
7	時間に余裕をもって歩行、作業を行っていますか	☐
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	☐
9	天気予報に気を配っていますか	☐
10	駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意していますか	☐
11	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
12	職場の点検、適切な履物、歩行方法などの教育を行っていますか	☐

冬季前に転倒災害防止対策を行いましょ！

※東京労働局では、

Safe Work TOKYO

を展開しています

安全衛生に関する資料を用意しています

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/topics/2017/9_00002.html



冬季も

STOP! 転倒災害
プロジェクト

令和3年度 石綿による疾病に関する 労災保険給付などの請求・決定状況

厚生労働省は、令和3年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」の確定値を取りまとめ公表しました。

石綿による疾病で、療養や休業を必要とする労働者や死亡した労働者のご遺族は、疾病発症が仕事によるものと認められた場合、「労働者災害補償保険法」に基づく給付の対象となります。「労災保険給付」の令和3年度の請求件数（肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚）は1,278件（前年度比193件増、17.8%増）、支給決定件数は1,011件（前年度比5件減、0.5%減）で、請求件数は昨年度と比べ増加、支給決定件数は昨年度とほぼ同水準となりました。

また、石綿による疾病で死亡した労働者のご遺族で、時効（5年）によって労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した人については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、疾病発症が仕事によるものと認められた場合、「特別遺族給付金」が支給される仕組みとなっています。「特別遺族給付金」の令和3年度の請求件数は545件（前年度比505件増、1262.5%増）で、支給決定件数は31件（前年度比11件増、55.0%増）でした。

労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況（過去5年度分）（件）

区分 \ 年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
肺がん	請求件数	443	417	443	408	527
	決定件数	387	437	420	385	403
	うち支給決定件数（認定率）	335 (86.6%)	376 (86.0%)	375 (89.3%)	340 (88.3%)	348 (86.4%)
中皮腫	請求件数	571	649	677	615	658
	決定件数	584	565	662	633	600
	うち支給決定件数（認定率）	564 (96.6%)	534 (94.5%)	641 (96.8%)	607 (95.9%)	578 (96.3%)
良性石綿胸水	請求件数	25	35	28	20	33
	決定件数	40	37	29	22	24
	うち支給決定件数（認定率）	39 (97.5%)	34 (91.9%)	27 (93.1%)	22 (100%)	22 (91.7%)
びまん性胸膜肥厚	請求件数	46	68	56	42	60
	決定件数	55	58	61	56	72
	うち支給決定件数（認定率）	49 (89.1%)	53 (91.4%)	50 (82.0%)	47 (83.9%)	63 (87.5%)
計	請求件数	1,085	1,169	1,204	1,085	1,278
	決定件数	1,066	1,097	1,172	1,096	1,099
	うち支給決定件数（認定率）	987 (92.6%)	997 (90.9%)	1,093 (93.3%)	1,016 (92.7%)	1,011 (92.0%)

「特別労働相談受付日」の相談結果

～「長時間労働・過重労働」に関する相談が107件(20.9%)で最多～

厚生労働省は、毎年11月を過重労働解消キャンペーン月間とし、その一環として本年11月5日（土）に実施した特別労働相談受付日における相談結果を公表しました。

特別労働相談受付日においては「過重労働解消相談ダイヤル」及び「労働条件相談ホットライン」で労働相談を受け付け、合計で513件の相談が寄せられました。

相談内容としては、以下の【相談結果の概要】のとおり、「長時間労働・過重労働」に関するものが107件（20.9%）と一番多く、次いで「賃金不払残業」が95件（18.5%）となりました。

これらの相談のうち、労働基準関係法令上、問題があると認められる事案については、相談者の希望を確認した上で労働基準監督署に情報提供を行い、監督指導を実施するなど、必要な対応を行っています。

【相談結果の概要】

相談件数 合計513件

■主な相談内容

長時間労働・過重労働	107件（20.9%）
賃金不払残業	95件（18.5%）
賃金不払（賃金不払残業除く）	60件（11.7%）
休日・休暇	50件（9.7%）
パワハラ	32件（6.2%）

■主な相談者の属性

労働者	370件（72.1%）
労働者の家族	86件（16.8%）
その他	28件（5.5%）

■主な事業場の業種

保健衛生業	50件（9.7%）
その他の事業	50件（9.7%）
製造業	47件（9.2%）

※「過重労働解消相談ダイヤル」及び「労働条件相談ホットライン」では、次のような対応を行いました。

- ・相談者に労働基準法や関係法令の規定、解釈について説明
- ・違法性が疑われる事業場の情報について情報提供として受理
- ・相談内容に応じ、他の行政機関を紹介

令和3年 東京都内の労働基準監督署における 定期監督等の実施結果

71.5%の事業場に法違反の改善指導を実施

東京労働局は、令和3年に管内の18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等（※）の結果について取りまとめ、公表しました。

●定期監督等の実施結果のポイント

1 定期監督等の実施事業場数：10,130 事業場

このうち、7,245事業場（全体の71.5%）で労働基準関係法令違反あり。

2 主な違反内容

- (1) 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの： 2,282事業場（22.5%）
- (2) 違法な時間外労働があったもの： 1,521事業場（15.0%）
- (3) 健康診断の実施に関する違反があったもの： 1,417事業場（14.0%）

労働基準監督署では、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な定期監督等を実施し、法違反などを確認した場合は是正・改善を指導しています。また、重大・悪質な違反に対しては、送検手続をとるなど厳正に対処します。

※定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告などを契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する検査のことです。その際、労務管理や安全衛生の状況を確認し、法令違反などがあれば是正・改善を指導します。

表1 定期監督等実施事業場数

	定期監督等実施 事業場数 (A)	労働基準関係法 令違反があった 事業場数 (B)	B/A (%)
合計	10,130	7,245	71.5%
製造業	628	510	81.2%
鉱業	1	1	100.0%
建設業	5,296	3,647	68.9%
運輸交通業	210	155	73.8%
貨物取扱業	37	24	64.9%
農林業	11	7	63.6%
商業	1,250	944	75.5%
金融広告業	176	112	63.6%
映画・演劇業	98	90	91.8%
通信業	16	6	37.5%
教育研究業	331	245	74.0%
保健衛生業	316	263	83.2%
接客娯楽業	387	301	77.8%
清掃・と畜業	209	152	72.7%
官公署	53	2	3.8%
その他の事業（注）	1,111	786	70.7%

注 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 主な違反事項別事業数

①労働基準法違反

労働条件明示（15条）	775
賃金不払（23・24条）	342
労働時間（32条）	1,521
休憩（34条）	201
休日（35条）	131
割増賃金（37条）	1,381
就業規則（89条）	775
賃金台帳（108条）	983

②労働安全衛生法違反

安全衛生管理体制 （10～19条（14条を除く））	728
作業主任者（14条）	358
安全基準（20～25条）	2,282
衛生基準（20～25条）	264
特定元方事業者・注文者 （30・31条）	817
定期自主検査（45条）	142
作業環境測定（65条）	84
健康診断（66条）	1,417

(事業主の方へ)

令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置 (コロナ特例)の経過措置について

雇用調整助成金の助成内容は令和4年12月以降、通常制度としますが、業況が厳しい事業主については一定の経過措置を設けます。経過措置の対象範囲に該当する場合の**令和4年12月1日から令和5年3月31日**までの助成内容等は以下のとおりです。

経過措置の対象範囲について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業等について雇用調整助成金のコロナ特例を利用した事業所が経過措置の対象となります。詳しくは本リーフレット「経過措置の内容について」及び裏面をご覧ください。

なお、コロナ特例を利用したことがない事業所が、令和4年12月1日以降の休業等について雇用調整助成金を利用する場合は、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります(一部緩和措置あり)。詳細は通常制度のガイドブック及び以下のリーフレットを参照ください。
(ガイドブック) <https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>
(リーフレット) <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

経過措置の内容について

(注) 上段は助成率。下段は金額は1人1日あたりの上限額。

括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合(※1)**

判定基礎期間の初日		令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月
中小企業	原則(※2)	2/3 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	2/3 (9/10) 9,000円	—
大企業	原則(※2)	1/2 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	1/2 (2/3) 9,000円	—

(※1) 令和3年1月8日以降の解雇等の有無を確認します。

(※2) 生産指標が、前年同期比(令和元年から4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で**1か月10%以上減少している事業主**。

なお、生産指標の確認は、対象期間が**1年以上経過した事業主から順次対象となります**。詳細は裏面を御確認下さい。

(※3) 生産指標が、**直近3か月の月平均**で前年、前々年又は3年前同期比で**30%以上減少している事業主**。
申請月ごとに生産指標の確認を行います。

このリーフレットに記載のないコロナ特例(計画届を提出不要とすることやクーリング期間を適用しないことなど)は、経過措置の対象事業所の場合、経過措置期間中(**令和4年12月1日から令和5年3月31日まで**)は継続する予定です。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

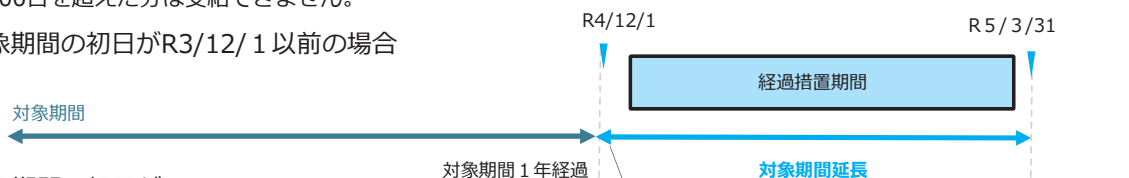
 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



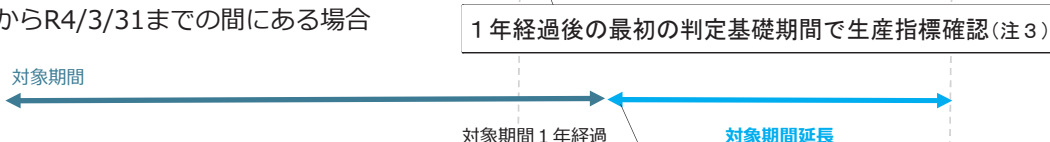
対象期間の延長や生産指標の確認のタイミング等について

- 令和4年12月1日時点で対象期間が1年を超えている場合及び同日以降令和5年3月30日までの間に1年を超える場合は、対象期間を令和5年3月末まで延長します（①、②）。1年を超えない場合は対象期間の延長はありません（③）。
 - 経過措置期間の最初の判定基礎期間の申請時に生産指標の確認（1か月10%以上減少しているか）を行います（ただし②、③は確認時期の例外あり）。申請の際は売上などがわかる書類を添付してください（①、②）。
 - 判定基礎期間の初日が令和4年12月1日以降の休業等については、令和4年11月30日以前に受給した日数に関係なく（注1）、令和4年12月以降100日まで（対象期間の範囲で）受給可とします（注2）（①、②、③）。ただし、判定基礎期間が令和4年12月1日を跨る場合は、当該期間後に100日まで受給可とします（例：11月16日～12月15日が判定基礎期間の場合、12月16日以降の休業等から100日まで受給可）。
- なお、休業等を実施した労働者が1人でもいた日を「1日」とカウントするのではなく、休業等の延べ日数を事業所内の対象労働者数で除した日数を用います。
- 特に業況が厳しい事業主として経過措置を利用する場合は、申請月ごとに生産指標の確認（3か月平均で30%以上減少しているか）を行います（①、②、③）。
- （注1）令和4年11月30日までの期間を含む判定基礎期間については100日のカウントに含まれません。
（注2）100日を超えた分は受給できません。

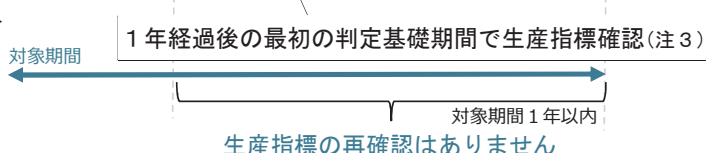
①：対象期間の初日がR3/12/1以前の場合



②：対象期間の初日がR3/12/2からR4/3/31までの間にある場合



③：対象期間の初日がR4/4/1以降にある場合



（注3）生産指標を確認後、2回目以降の申請では生産指標は確認しません。

緊急雇用安定助成金について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業について緊急雇用安定助成金を利用した事業所は、12月以降も雇用調整助成金と同様の上限額及び助成率が適用されます。対象期間は令和5年3月31日まで延長します。初回申請の判定基礎期間の初日が令和4年3月31日以前の場合、雇用調整助成金と同様に生産指標を確認します。

なお、緊急雇用安定助成金を利用していない事業所が令和4年12月1日以降の休業等について緊急雇用安定助成金を利用することは可能ですが、日額上限額は8,355円、助成率は中小企業が2/3、大企業が1/2となるほか、利用条件が異なりますので、詳細は以下のリーフレット裏面を参照ください。（リーフレット）<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

その他

令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。

不正受給への対応を厳格化しています

事業所名等の積極的な公表
予告なしの現地調査

5年間の不支給措置・捜査機関との連携強化
返還請求（ペナルティ付き）

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

従業員の皆さま

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合
- ・不正受給に関する情報を把握している場合



令和4年度 港地区健康と安全推進大会

令和4年11月15日（火）、港区芝5-35-3ハローワーク品川4階、5階において、「令和4年度 港地区健康と安全推進大会」が実施されました。コロナ禍のため昨年と同様に第1会場の参加人数を大幅に絞っての開催となりました。

第1会場では、第1部において、三田労働基準監督署 雨森哲生署長の開会挨拶、港区役所副区長 野澤靖弘様の来賓挨拶の後に表彰式が行われ、安全衛生活動に実績を上げた5名の方に三田労働基準監督署長表彰が行われました。当協会会員の株式会社ダイフク東京本社様が一般事業場賞を、理事・副会長を長年務めた京浜急行電鉄株式会社の富岡勇人様、理事を長年務めた東京定温冷蔵株式会社の椿善和様のお二人が個人賞を受賞されました。

第2部においては、港区医師会理事 日比谷川畑診療室院長 川畑雅照様の特別講演「職場における感染防止対策」～新型コロナ感染症を中心に～が行われ、参加者が熱心にメモを取る姿が見られました。

第2会場では、みなと保健所、港区医師会・港地域産業保健センターによる健康相談、一般社団法人労働保険協会による骨密度測定が行われました。

多くの団体の皆様のご協力をもちまして、大会は成功裏に終わりました。

●三田労働基準監督署長表彰 受賞者

一般事業場賞 株式会社ダイフク 東京本社

有期事業場賞 株式会社竹中工務店 東京本店 芝公園ビル建替計画作業所
（仮称）芝公園計画地上解体工事

個人賞 富岡 勇人 一般社団法人三田労働基準協会 理事・副会長

個人賞 椿 善和 一般社団法人三田労働基準協会 理事

個人賞 新井 裕輔 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 東京都支部会港支部 理事



主催者代表雨森署長挨拶



受賞者の皆様



特別講演を行う川畑雅照先生



特別講演風景



骨密度測定を受ける参加者



骨密度測定の順番を待つ参加者

港区中小企業優良従業員表彰式が行われました

さる2022年11月18日、令和4年度「港区中小企業優良従業員表彰式」が札の辻スクエアで行われ、当会推薦の会員事業場の

株式会社芝浦ホールディングス	大谷津 綾子 様
東洋電信電話工業株式会社	和田 浩之 様
株式会社東京ロジステック小林徳市運送	本間 政規 様

が受賞されました。

この表彰は「中小企業の発展に貢献した成績優秀な従業員を表彰し、その功績をたたえることにより勤労意欲の増進を図り後進の模範とし、中小企業の発展と港区の産業振興に資すること」を目的として昭和36年から続いているものです。

式典は港区商店街連合会会長井口修一審査委員長の開会挨拶の後、武井雅昭区長から出席された優良従業員の皆さんに一人ずつ表彰状が授与されました。

(表彰審査委員：三田労働基準協会 宮崎記)



大谷津綾子様



本間政規様

★表彰の経過

昭和36年度 表彰開始
同年度～43年度までの被表彰者数 5,775人
昭和47年度 技術功労者表彰開始
昭和58年度 勤続30年表彰開始
平成3年度 勤続20年表彰開始
平成4年度 技術功労者表彰に伝統工芸技術保持者が加わる
平成15年度 優良従業員表彰開始
(（一社）三田労働基準協会は本表彰制度に一貫して協力しています。)

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	業種
(株)ソーダコミュニケーションズ	港区西新橋1-8-1	CM制作、映像制作

講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

1 行政関連の講習会

● 無料 労務管理講習会 2月7日（火）

【オンライン開催】

新型コロナウイルス感染症の防止対策の広がりが働き方改革を後押しし、働き方の選択肢が増えました。改正労働基準法の内容、36協定の届出や運用等の留意点、テレワーク等多様な働き方に応じた適正な労務管理、東京都最低賃金の改正など労働基準監督署の職員が最新の情報をもとに分かり易く説明いたします。

● 無料 衛生管理者等支援講習会 2月9日（木）

【オンライン開催】

衛生管理者や衛生管理者が所属する部署の責任者を対象として、業務の参考としていただくため、具体的な衛生管理活動の進め方の講演を行います。

2 協会企画講習会

（1）労務管理関係

● 有料 監督署の労災認定における判断基準と請求実務 2月1日（水）

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

業務中（通勤途中）の災害で労災保険請求を行ったあと、労働基準監督署の担当官がどのような視点で調査を行い、どのような基準で業務災害（通勤災害）と判断するのかを知ることは重要です。

また、労災保険請求書手続きにおける留意点や複数事業労働者の給付基礎日額の算定方法、在宅勤務での業務災害と判断される基準など、請求時に間違えやすいポイント等を示しながら元労災監察官が具体的に解説いたします。

● 有料 年度替わり時期に必要な労働関係手続きを学ぶ 2月21日（火）

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

年度替わりは人事異動の時期であり、また、労働基準法等に定める各種手続の更新・実施の時期でもあります。36協定の届出はもとより、育児・介護休業法など各法律改正に伴う就業規則の変更、人事異動による資格者の選任届などが必要になります。3～4月に集中する労働関係の手続などを法改正に対応して専門家が解説します。

（2）資格関係

● 有料 衛生管理者受験準備講習会（第5回） 2月13日（月）～15日（水）

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

● 有料 衛生推進者養成講習（第3回） 3月15日（水）

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

※詳しくは、当協会HPをご覧ください。（開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますので、ご確認をお願いします。）

令和5年度

労働安全衛生法に基づく

各種免許試験(学科) 案内



協会シンボルマーク

公益財団法人 安全衛生技術試験協会

関東安全衛生技術センター

所在地 〒290-0011 千葉県市原市能満2089番地

電話 0436(75)1141(代)

FAX 0436(75)1096

試験手数料などの情報は
ホームページをご覧ください。

「関東安全衛生技術センターホームページ」
<https://www.kanto.exam.or.jp/>



関東安全衛生技術センターで行う免許試験(学科)の日程は以下のとおりです。

免許試験(学科)日程

試験の前に説明を行いますので、試験開始時刻の15分前までに入室してください。

試験の種類		学 科 試 験 日												試験 開始 時刻	試験 終了 時刻		
		令和5年									令和6年						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
特 級 ボイラー 技 士								26						10:00	16:10		
一 級 ボイラー 技 士				8			4		7		29		11	12:30	16:30		
二 級 ボイラー 技 士		11	15	15	12・26	16	27	18	9	13	9	7	6	13:30	16:30		
★特別ボイラー溶接士						28					25			13:30	16:00		
★普通ボイラー溶接士						28					25			13:30	16:00		
ボ イ ラ ー 整 備 士				14				3				2		13:30	16:00		
運 転 士 ★ ク レー ン テ リ ッ ク	限 定 な し	5	19	21	25	29	13	11	8	7	24	27	7	13:30	16:00		
	クレーン限定	5	19・31	21	4・25	29	13	11	8	7	24	8・27	7				
	床上運転式限定	5			25			11								13:30	16:00
	限定免許解除試験							11								13:30	14:45
★移動式クレーン運転士			25		6		5		2		19		13	13:30	16:00		
★揚貨装置運転士		13						4						13:30	16:00		
発 破 技 士				7										13:30	15:30		
ガス溶接作業主任者										6				13:30	16:30		
林業架線作業主任者										6				13:30	16:30		
第一種衛生管理者 第二種衛生管理者		4 6 12 16 19	11 16 18 24 29 30	4 13 20 27	5 13 20 27	3 17 30	6 14 19	5 19 25	1 15 21	1 3 5 14 19 20	11 18 22 26	4 6 15 20 28	2 8 12 14 18 19	13:30	16:30		
高圧室内作業主任者			17											12:30	16:30		
エックス線作業主任者			23		11		12		14		23		5	12:30	16:30		
ガンマ線透過写真撮影作業主任者			17											12:30	16:30		
潜 水 士		18		1	19		26			12		14		12:30	16:30		

(注) ★印の試験は、学科試験合格後に実技試験を行います。

- ① 受験資格は各免許試験ごとに異なりますので、詳細は「免許試験受験申請書とその作り方」(冊子)をご覧ください。
- ② 障がいのある方で受験に際し特別な配慮を希望される方は、受験申請書を提出する前に当センターにご相談ください。

みなとみた

令和5年1月号 令和5年1月15日発行(年6回発行) 第27巻第1号通巻第155号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>